

芦屋町空き店舗活用事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き店舗の利用促進及びまちのにぎわいづくりのため、空き店舗に出店する者に対し、予算の範囲内において交付する芦屋町空き店舗活用事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、芦屋町補助金等交付規則（平成19年規則第20号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「空き店舗」とは、芦屋町用途地域における商業地域の区域内で、商業活動又は事務所の用に供していた町内施設で連続して3月以上営業されていないものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者となる者は、空き店舗を賃借して出店する個人又は法人であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町税等の滞納がない者
- (2) 町内に事業所等を設置しようとしている者
- (3) 経営に際し5年以上継続して営業する意志を持ち、かつ、芦屋町商工会会員となる者
- (4) 町内で営業している店舗から空き店舗へ移転したことにより、移転前の店舗を空き店舗としていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は警察当局から排除要請のある者でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、日本標準産業分類（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類をいう。）に規定する卸売業・小売業、飲食サービス業及び生活関連サービス業（娯楽業は除く。）に属する業種の事業とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認めた業種
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、対象事業から除外するものとする。
 - (1) 公序良俗に問題のある事業
 - (2) 宗教活動又は政治活動を目的とした事業
 - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける事業
 - (4) その他町長が公序良俗の観点から、地域の風紀を著しく害すると認める事業

第5条 補助の対象となる経費等は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、芦屋町空き店舗活用事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、事業開始から2か月以内に、芦屋町商工会（以下「商工会」という。）を経由して町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書及び経費内訳書
- (2) 賃貸契約書等の写し
- (3) 賃借対象物件の間取図及び位置図
- (4) 空き店舗が3ヶ月以上賃貸されていない証明
- (5) その他町長が特に必要と認める書類

(補助金の交付等決定)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、芦屋町空き店舗活用事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により商工会を経由して申請者に通知するものとする。

(年度をまたがる補助金の交付申請)

第8条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「決定通知者」という。）は、年度を超えて引き続き補助金を受けようとするときは、交付決定のあった翌年度の4月末までに、交付申請書を商工会を経由して町長に提出しなければならない。

ただし、書類内容に変更のない場合は、第6条第1項各号に掲げる添付書類を省略することができる。

2 前条の規定は、前項の交付等決定の手続について準用する。

(申請内容の変更等)

第9条 決定通知者は、事業を変更しようとするときは、芦屋町空き店舗活用事業補助金変更承認申請書（様式第3号）を商工会を経由して町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、芦屋町空き店舗活用事業補助金変更承認通知書（様式第4号）により、商工会を経由して補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 決定通知者は、補助事業終了後速やかに芦屋町空き店舗活用事業補助金実績報告書（様式第5号）に次の書類を添えて、商工会を経由して町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書又は支払を証明する書類の写し
- (2) 営業上の収支の状況が分かる書類の写し
- (3) 営業活動中の写真
- (4) その他町長が特に必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 11 条 町長は、補助金実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、これを適当と認めるときは、補助金を交付する額を確定し、芦屋町空き店舗活用事業補助金確定通知書（様式第 6 号）により、商工会を經由して決定通知者に通知するものとする。

(補助金の請求と支払)

第 12 条 決定通知者は、補助金の交付を請求しようとするときは、芦屋町空き店舗活用事業補助金請求書（様式第 7 号）を商工会を經由して町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を決定通知者に交付するものとする。

(補助金の返還)

第 13 条 町長は、補助金を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 第 3 条各号に掲げる要件を欠くこととなったとき。
- (2) その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が不相当と認める事実があったとき。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成 32 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表（第 5 条関係）

種類	補助対象経費	補助率及び上限額
月額家賃補助	当該空き店舗の出店月から 24 月以内の月々の家賃（敷金、礼金、保証金、管理費、共益費、駐車場その他これらに類する費用を除く。）	出店月から 12 月目まで 2 分の 1 以内 13 月目から 24 月目まで 3 分の 1 以内 月額 5 万円を限度とする

備考

補助対象経費のうち、空き店舗が店舗併用住宅である場合の店舗に係る家賃は、店舗及び住宅の面積に応じて家賃を^{あん}按分して算出するものとする。